



碧南緑地ビーチコートが大繁盛

海底トンネルの上部に位置する碧南緑地ビーチコートは、昨年7月1日より正式にオープンしました。このコートは専門家筋によれば、広さ、照明、砂の質などから判断すると国内随一、世界で三本の指に入る立派なコートとのことでした。

そんなこともあり、仮オープン時から大繁盛しています。土日はもちろん、ウィークデイにおいても、バレー、サッカーなどほぼ毎日だれかが使用している状態が続いています。おかげで、隣接の港湾会館の経営状況も改善され、全国各地からの碧南市への流入人口も大幅に増え、街の活性化にも寄与しています。

以下は、昨年、碧南緑地ビーチコートで行われた主な大会・イベントです。

6月2日 ビーチバレージャパン・全日本ビーチバレー女子選手権大会
愛知県予選
6月3日 国民体育大会ビーチバレー

―競技愛知県予選会―

6月9、10日 全日本ビーチバレー
ジュニア男子選手権大会・ビーチバレー
ジュニア女子ジュニア選手権大会
愛知県予選

6月10日 湘南藤沢カップ全国中学生
ビーチバレー大会愛知県予選

7月1日、8日 東海ビーチサッカー
リーグ

7月7日 東海ビーチハンドボール
フェスタ

7月21日 碧南緑地ビーチコート
オープン記念 へきなんビーチバレー
フェスタ

7月14・15日 全国ビーチサッカー
大会東海地域予選

8月4日 ビーチバレーチャレンジ
愛知碧南大会

8月19日 東海ビーチサッカー
リーグ

8月25・26日 第20回全日本ビーチ
ハンドボール選手権大会

9月2日 東海ビーチバレーボール
選手権大会愛知県予選

9月8・9日 碧南緑地ビーチコ
ートオープン記念 BEACH SO
CCER FESTA愛知碧南20

10月6日 全国スラックラインクラ
ス別大会inへきなん

10月21日 碧南緑地ビーチコート
オープン記念 ビーチテニス体験&ク
リニック

碧南市の名所がまた1つ増えたよ
うです。

償却資産の申告を忘れずに

問合せ 税務課固定資産税係



市内に償却資産を持つ人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の状況を市に申告する義務があります。

今年度申告があった人には、12月中旬に平成31年度申告用紙を送付しましたので、必要事項を記入し、申告してください。

平成30年度申告より申告書が複写用紙ではありません。控えが必要な場合は、申告時に申し出てください。

平成30年中に新たに事業（アパート経営を含む）を始めて、事業用資産を持つ人も申告が必要です。

申告期限 1月31日(木)まで

【償却資産とは】

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地や家屋以外の構築物・機械・器具・備品など有形の固定資産をいいます。

次の事業用資産は、償却資産として固定資産税の課税対象です。

- ・構築物、建築附属設備（受変電設備、駐車場舗装、外構工事、看板など）
- ・機械、装置（各種製造設備、クレーンなどの建設機械、太陽光発電装置など）
- ・船舶、航空機
- ・車両、運搬具（大型特殊自動車など）
- ・工具、器具、備品（パソコン、測定工具、机、いす、ロッカーなど）

※平成29年1月2日以降に取得したテント倉庫は、償却資産ではなく、家屋の課税対象となる可能性があります。

課税標準の特例

一定の要件を満たす償却資産は、課税標準額を軽減する措置がとられます。この措置の適用を受けるには、必要書類の添付が必要です。詳しくはお問い合わせください。